

# 登米市

# まちづくり基本条例



## まちづくり基本条例とは？

まちづくりの基本的な事項やルールを定めた条例です。  
この条例は、まちづくりの主体は市民であるという考えのもと、市民が主体のまちづくりを推進するための市民の権利と、市民、市及び議会の役割を明確にし、みんなで住み良い地域社会の実現を図ることを目的に制定しています。

## まちづくりの基本理念

協働による登米市の持続的な発展を目指すことをまちづくりの基本理念としています。

## 市民の権利及び市民・市・議会の役割

### 市民の権利

市民は、次に掲げる権利を有します。

- ①まちづくりに関する情報を知ること。
- ②まちづくりに関して意見を表明し、提案すること。
- ③等しく行政サービスを受けること。

### 市民の役割

- ①主体的なまちづくりへの参加・参画に努めましょう。
- ②市民活動を行うよう努め、自らの発言及び行動に責任を持ちましょう。
- ③持続可能な地域社会の形成に努めましょう。

### 市の役割

- ①市民福祉の増進を図るため、効率的で質の高い行政サービスを市民に提供できるよう努めます。
- ②市民が主体的にまちづくりに取り組めるよう必要な支援に努めます。
- ③市は、公正かつ誠実な職務の遂行に努めます。

### 議会の役割

- ①議会は、議決機関として、市民の意見及び意思を市政の運営に反映させるよう努めます。
- ②議会は、市政が適切に運営されているかについて調査及び監視に努めます。
- ③議会に関する情報を市民に提供し、開かれた議会運営に努めます。

## 協働

## まちづくりの基本原則

- (1) 一人ひとりの人権が尊重されること。
- (2) 市民の参加及び参画の機会が保障されること。
- (3) まちづくりに関する情報が共有されること。
- (4) 市民活動の自主性が確保され、尊重されること。

市民が主役のまちづくり



登米市協働キャラクター「とめ丸」

## 登米市まちづくり基本条例の 主な内容は？



### 市民の参加・参画

市民が主体のまちづくりを進めるため、市民が積極的にまちづくりに参加・参画できるよう、市がその機会の充実に努めることを定めています。

### 将来を担う人材の育成

市民活動団体やコミュニティ組織等によるまちづくりを継続していくため、その活動を担う人材の育成に努めることを定めています。

### コミュニティ組織等

地域の歴史や文化などを活かし、特色ある地域活動と住み良い地域社会を創り上げていく「地域の計画づくり」について定めています。

### 市民活動団体等の活動環境の整備

地域資源を活かした産業の振興や地産地消等、市民が取り組む地域活性化のための市民活動の促進に努めることなどを定めています。

### 危機管理

日頃から防災意識を高め、地域において防災訓練を行うなど、災害等の不測の事態に備えた体制を常に整えておく必要性について定めています。

### 災害等発生時における対応

災害等が発生した場合には、市民と市が協力し、それぞれの役割を担いながら対応するとともに、復旧復興に向けて取り組むことについて定めています。

### お問い合わせ

## 登米市企画部市民活動支援課

〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

電話 0220-22-2173 FAX 0220-22-9164

E-mail : shiminkatsudo@city.tome.miyagi.jp